

1-4. 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合報告

2008年12月2日～5日の4日間にわたり、ナミビアの首都ウィントフックにて、生物多様性条約（CBD）の標記会合が開催された。我が国からは（独）製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門の安藤勝彦部門長が専門家として選出され、出席した。

本会合は、締約国から選ばれた30名の専門家、オブザーバーとして原住民・地域社会から3名、さらに、産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGOからの12名、で構成¹されることになっていた（第9回CBD締約国会議（COP9）決定事項IX/12）。以下に会合結果²を報告する。

（1）出席者

専門家（21名）：ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、チエコ、EU、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、インドネシア、日本、モーリシャス、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、イスス、イギリス、ウルグアイ

オブザーバー（14名）：（非加盟国）米国／（国際機関）Biodiversity International、ITPGRFA事務局、FAO事務局／（産業界）Plantum NL、Eli Lilly、Limagrain、Abbott／（研究機関）International Union of Biological Sciences、Smithsonian Institution／（植物園）南アフリカ国立植物園／（原住民）カナダ、ブラジル、ケニア

その他：CBD事務局、ABS-WG共同議長、COP9議長代理（独）、COP10開催国代表（日本）

各国1名の専門家は、締約国からCBD事務局にノミネートされた専門家より、地域的なバランスを考慮して当初30名が選出されていた。しかし、エジプト、インド、イラン、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアからの専門家が欠席したため、専門家の出席は21名であった。また、オブザーバーも15名が指名されていたが、参加は14名であった。

（2）課題について

本技術専門家会合は、COP9決定により以下に示す4つの課題について審議し、結論を出すように求められていた。

（a）生物資源、遺伝資源、派生物及び産物についての理解の仕方にはどのようなものがあり、

¹ 候補者及び選出された専門家等のリストは、下記URLで閲覧可。（2008年12月10日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/notifications/2008/ntf-2008-141-abs-en.pdf>

² CBD事務局の会合報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/7/2）は下記URLで閲覧可。（2009年2月25日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-abswg-07-02-en.pdf>
なお、JBA日本語仮訳は本報告書の資料編（3）を参照。

アクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）の主要な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか（セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的での研究と非商業目的での研究との関連を含む）

- (b) 条約の第 15 条 7 項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の様々な利用形態を特定すること
- (c) セクターに固有のアクセスと利益配分の決めの特徴を特定、説明し、セクターごとのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること
- (d) これら異なる特徴を考慮に入れるための案やアプローチにはどのようなものがあり、また、それぞれのセクターでのアクセスと利益配分が関係する慣行と整合し得るのはどのようなものか

本会合は技術専門家会合であり、上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。また、事前に CBD 事務局には日本政府から、4 つのセクター（①生息域外保存が実行されるセクター、②他の国際的な枠組みによってカバーされるセクター、③国際的な相互依存の公衆衛生に寄与するセクター、④遺伝資源が基礎科学及び非商業的な目的のために利用されるセクター）の重要性を示した文章が提出されていた³。

（3）会合結果

課題(a)

- 生物資源や遺伝資源の用語の定義は既に CBD に規定されているため、新たな用語の再定義は避けるべきと結論した。
- 「遺伝資源」の用語をより深く理解するためには、利用形態に着目することが適当であるとされ、その利用という切り口から利用形態を 7 種類（①遺伝的改变、②生物合成、③育種と選別、④遺伝資源の直接的繁殖及び培養、⑤保全、⑥特徴付け及び評価、⑦遺伝素材に自然に発生している化合物の生産）に類型化し、それぞれの利用形態の特徴を洗い出した。また、コスタリカ、キューバなど途上国を代表する専門家の多くは、「遺伝資源」の用語が今後の IR の範囲に密接に関連するため、この利用形態の例示に限定することなく、将来的に追加され得るものであると主張した。
- 產品：市場で流通されている產品（commodity）が PIC の対象にならないことは参加者共通の認識であったが、MAT の対象とされるべきか否かについては議論が必要であるとの認識だった。この問題は「遵守」の専門家会合で議論されるべき論点であるとした。
- 「派生物」と「生産物（product）」の用語の定義については、従来の議論同様に、それぞ

³ 我が国からの CBD 事務局への提出文書は下記 URL で閲覧可。（2008 年 12 月 19 日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-02-add1-en.pdf>

れの意味するところが極めて広いことがクローズアップされた。

- スイスから「派生物」とは遺伝資源だけでなく遺伝資源に係る情報も含む広い概念であり、「生産物」はこの派生物に抱合されるとの考え方が示された。
- 派生物が PIC、MAT でどのように扱われるかは、各国の国内法制度によって異なる点が確認された。また、PIC、MAT は当事者間の契約によっても大きく異なり、ケースごとの判断に委ねられていることも確認された。
- アクセスの時点では認識されていなかった派生物が、遺伝資源の利用の過程で見出されることとなった場合に、これを PIC や MAT でどのように扱うかが議論された。①そのような事態を想定した上で対応方法を予め PIC や MAT の条項に書き込んでおく、②そのような事態が生じた場合には再度当事者間で議論する、などの案が示された。この場合、派生物が認識された時点でどこまでの PIC や MAT を求めるかについては、リスク評価とリスク管理の考え方を適用すべきであるとの考え方や、PIC や MAT に係る対応が利用者側に大きな負担となり利益を上回ることになりかねないと懸念も示された。
- 先進国産業界から、「派生物が公知の事実（public domain）となった時点で、その派生物は PIC や MAT の対象から外れる」との意見が出され、特に先進国側参加者の賛同を得た。これに対し、ペルー及びエチオピアから「情報／派生物／派生物情報が公知の事実となった時点で、それらは PIC や MAT の対象から外れる（TK は除く）」という修正が入り、多くの参加者の賛同を得た。ただし、そのような理解があったとしても、公表によって遺伝資源の提供者が不利な立場に立たないよう、例えば一般公表に先駆けて遺伝資源提供者に情報提供するなどを、PIC や MAT において当事者間で合意しておくことが有益であるとの指摘もなされた。

課題(b)、(c)、(d)

- セクターについての実質的な議論は全くなされず、専門家が関心のあるセクターについて任意にグループを作り、グループごとにそのセクターの特定、特殊性を議論することとされた。全体会合では、その各グループでの議論が紹介されただけで、セクターごとの特徴、その特徴を踏まえた異なる扱いについても、詳細な議論はなされなかった。
- その結果、①非商業的研究、②農業・食料品、③医薬品・バイテク、④生息域外保全、の各セクターに分かれて議論された。この分類については、一部の専門家から異論が唱えられ、特に④の生息域外保全は、①の非商業的研究に含めるべきであるなどの意見も出された。他方、②の農業・食料品セクターにも非商業的研究が含まれるなど、重複や漏れの無い完全な分類はできないとの指摘もなされた。いずれにせよ、今回は時間的制約もあり、議論を進めるための便宜的なセクタ一分類にすぎない旨が参加者間で確認された。
- 今後検討される IR は、セクターごとの相違を容認する柔軟性を備えたものである必要があり、セクター横断的に必要とされる最低限の事項を規定したものであるべきとの考えが示された。

- EUはMTAのモデル条項(Model Clause)の検討が有益であるとした上で、このモデル条項は強制的でなく選択的な性格を持たせるべきであり、またMTAの条項として複数の選択肢が提示されることも有益であると述べた。また、SMTA(Standard Material Transfer Agreement)を提示しているFAOの多国間制度は、今後の国際レジームを検討する際に有益な情報を提供するとの見解も示された。
- 植物園などでは各国共通の行動規範(code of conduct)が策定され、遵守されているとの例も紹介され、IRの検討に当たっては、これらの扱いも参考に検討していくべきとの指摘もなされた。
- 医薬品に係る公衆衛生ゆえの特殊性や、WHOなど他の国際機関での議論も踏まえた検討が必要であるとの論点については、我が国代表の専門家から指摘され、参加者から一定の理解は得られたが、議論が進展するには至らなかった。

(4) おわりに

本会合において、今後検討されていくIRにおいて柔軟性が重要である点は、参加者の共通した認識であった。また、本会合では、IRは最小限の内容を決めた枠組みとして柔軟性を持たせたものとするという方向性が出ていたように思う。ただし、今回は専門家会合の性格上、IRの範囲などの交渉などはなされなかつた。

さらに、今回の専門家会合では、選択された専門家30人中、途上国側のエジプト、インド、イラン、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアの専門家が参加できず、オブザーバーも専門家と同じテーブルで自由に意見を行う状況となり、勢力的には先進国側の発言が多い傾向となつた。今後の、ABS-WGでの議論を見守る必要があろう。